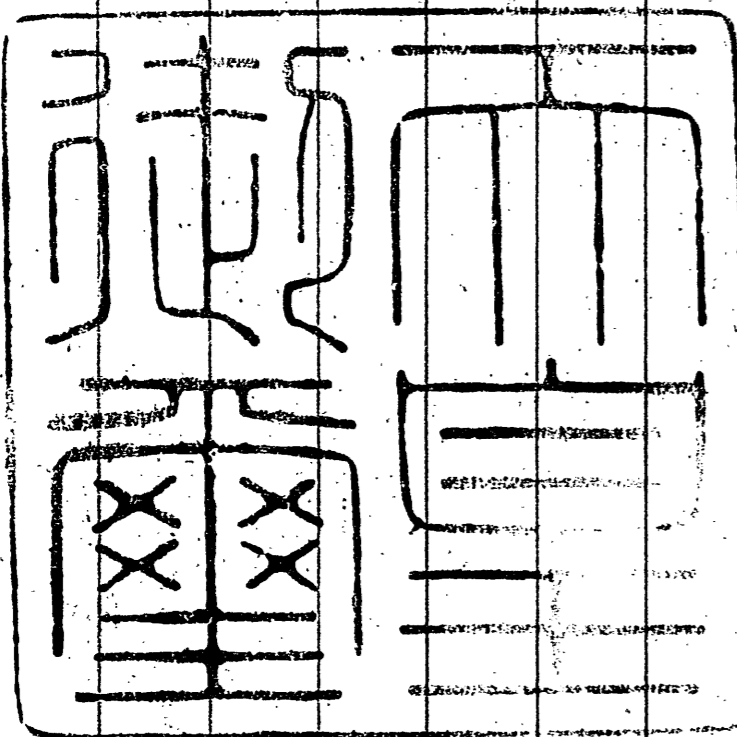


總大

勅令第五百四十五號

朕は、戦時補償特別措置法施行規則の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



内

閣

總天

昭和二十一年十一月十五日

内閣總理大臣 吉田 茂  
大藏大臣 石橋 湛山

勅令第二十號

戰時補償特別措置法施行規則の一部を次のやうに改正する。

第十一條 法別表一第十四號又は別表二第一號若しくは第二號の

請求權の價額又はこれらの請求權について決濟のあつた金額は、

これらの請求權に係る保險契約に因り支拂はるべき又は支拂は

れた保險金の額なら、昭和二十年八月十五日以前に當り該保險金に

つき決濟のあつた金額へ企業整備資金措置法第五條に規定する

更改による決濟の方法又は第二條に規定する決濟の方法により

決濟のあつた金額については、決濟のため設定された政府特殊借

入金、債務者特殊借入金、特殊預金、特殊金銭信託又は前條

に掲げる債權につき、同日以前に償還、拂戻若しくは解除又は



混同に因る消滅があつた金額に限る。以下本條において同  
じ。を控除した金額による。但し、商法第八百三十九條（船舶  
保險法第三十八條及木船保險法第三十六條において準用する  
場合を含む。）の規定に該當する場合においては、當該金額と  
當該保險金の額を同條の規定により取得した権利の價  
額を控除した金額のうち、いづれか少い金額による。

別表三に掲げる請求権の價額又はこれらの請求権に  
ついで決濟のあつた金額は、企業整備に關し権利者が  
國民更生金庫、産業設備管團、帝國鑛業開發株式  
會社又は日本石炭株式會社に對し有してゐた又は有し

てゐる請求権の金額から、昭和二十年八月十五日以前に當該  
請求権につき決濟のあつた金額を控除した金額及左に  
掲げる金額のうち、いづれか少い金額による。

一 國民更生金庫に對する請求権については、企業整備  
に關し権利者が國民更生金庫に對し有してゐた  
又は有してゐる請求権の金額の百分の八十五に相當す  
る金額

二 産業設備管團に對する請求権については、企業整  
備に關し権利者が産業設備管團に對し有して  
ゐた又は有してゐる請求権の金額の百分の六十五

に相當する金額

三 帝國鑛業開發株式會社に對する請求權のうち、

イ 昭和二十年三月三十一日以前に存された鑛業の整理に關

する請求權については、企業整備に關し權利者が帝國

鑛業開發株式會社に對し有してゐた又は有してゐ

る請求權の金額の百分の七十に相當する金額

ロ 昭和二十年四月一日以後に存された鑛業の整理に關

する請求權については、企業整備に關し權利者が帝

國鑛業開發株式會社に對し有してゐた又は有してゐる

請求權のうち、帝國鑛業開發株式會社が勞務

者に對する年當り補給として支拂ふ部分を除いた部

分の金額

四 日本石炭株式會社に對する請求權については、企業整

備に關し權利者が日本石炭株式會社に對し有してゐた

又は有してゐる請求權の金額から、權利者の日本石炭

株式會社に讓渡した鑛業權、土地、建物その他の物件を

日本石炭株式會社が處分した場合の對價の價額並びに

日本石炭株式會社がこれらの物件の撤去費又は管理費とし

て支拂つた金額、勞務者に對する年當り補給として支拂つ

た金額及び炭礦の採坑費又は減價償却費として支拂つ

勅令第五百四十五號

た金額の合計額を控除した金額 但し、昭和十九年八月十日以前になされた石炭業の整理に関する請求権については、當該金額の三分の一に相當する金額

第四十條に次の一號を加へる。

四 船舶(總噸數二十噸以上のものに限る。)

第七十四條第三號中「土地若しくは建物」の下に「土地若しくは建物に定著する物を含む。」を加へる。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。